

地方における土木行政の経験を活用した教育について

鹿児島県立鹿児島工業高等学校 教諭 松下 剛

1. はじめに

1970年代中盤から始まった少子化は年々深刻化し、地方ではそれに加え県外への人口流出という問題も抱えている。その影響により、鹿児島県では高校再編を余儀なくされ、土木系学科も例外では無く、平成22年3月に1校の廃校、そして平成24年3月に1校の廃校と1校の廃科が行われた。その結果、土木系職員も過員状態となり、平成24年4月から2人の教員が土木系学科職員の専門的技術の向上、人事交流を目的として、鹿児島県の土木部局へ出向することとなった。

今回は、その3年間の経験と、その後の教育活動への活用について述べる。

2. 鹿児島県土木部局の概要

鹿児島県土木部局は、本庁に全体を統括する監理課と7つの事業主務課、出先機関として7つの執行機関がある。(表-1) 事業主務課では予算や決算、事業計画や進行管理、議会の対応などを行っている。この7つの事業主務課で決定した事業計画に基づき、南北約600kmにわたる広大な県土に点在する5つの振興局と2つの支庁が実際の工事や委託の発注業務をしている。今回の出向では、平成24年度に監理課、平成25・26年度に鹿児島地域振興局建設部に在籍した。

本庁	統括 事業主務課	監理課
		道路建設課
		道路維持課
		河川課
		砂防課
		港湾空港課
		都市計画課
		建築課
出先機関	執行機関	鹿児島地域振興局建設部
		南薩地域振興局建設部
		姶良・伊佐地域振興局建設部
		北薩地域振興局建設部
		大隅地域振興局建設部
		熊毛支庁建設部
		大島支庁建設部

表-1 鹿児島県土木部局の概要

3. 監理課での業務

平成24年に在籍した監理課では技術管理室に配属された。ここでは、共通仕様書や施工管理基準、安全管理など、工事や委託に関する基準の改正や執行機関、関連業者への周知徹底、国からの調査のとりまとめ、会計監査に関する業務、設計書や積算に関する業務等を11人のスタッフで行っていた。自分自身の業務としては景観形成に関することや関係業界団体の対応など8つの業務を中心に行っていた(表-2)が、その中の「建設事業のイメージアップに関すること」について紹介する。

・公共事業の景観形成に関すること
・関係業界団体との意見交換会に関すること
・労働災害防止および工事事故に関すること
・公共事業の骨材確保対策に関すること
・新技術、新工法に関すること
・建設事業のイメージアップに関すること
・広報に関すること
・知事のマニフェストに関すること

表-2 監理課技術管理室での業務

・建設事業のイメージアップに関すること

国土交通省・鹿児島県・鹿児島市・鹿児島大学・県建設業協会・県測量設計業協会・NEXCO西日本が協議会を設立し、毎年、11月18日の「土木の日」の記念行事として行っている「土木フェスタ in Kagoshima」の事務局としての業務に当たった。このイベントでは重機の試乗体験や写真展、クイズラリー、現場見学会など様々な催し物を通して建設産業のイメージアップを図るもので、約1000人の来場があった。

キーワード 人材育成

連絡先 (鹿児島市草牟田二丁目 57 番 1 号・電話 (099) 222-9205・FAX (099) 222-9206)

4. 鹿児島地域振興局での業務

平成25・26年は鹿児島地域振興局建設部土木建築課技術調整係に配属された。ここでは、建設リサイクル法や進行管理についての業務を行ってきた(表-3)が、その中の「建設リサイクル法の届出・通知に関する事」について紹介する。

建設リサイクル法の届出・通知に関する事
工事の発注見通し、進行管理に関する事
環境マネジメントシステムに関する事
建設発生土の残土処分にに関する事
建設副産物に関する事
工事の監査に関する事
施工体制点検に関する事

表-3 技術調整係での業務

・建設リサイクル法の届出・通知に関する事

建設リサイクル法第10条では、コンクリートやアスファルトのなどの特定建設資材が発生する工事の発注者は、ある一定の条件を満たした場合、工事に着手する日の7日前までに都道府県に届け出なければならないとされており、第11条では公共工事の場合、着手までに通知しなければならないとされている。当係は、管内対象建設工事の届け出先となっており、法律に基づいて適正に行われているかのチェックや、保健部局との合同パトロールを行い、解体、運搬、分別が適正に行われているかの確認を行った。

また、公共事業の増加、技術職員の不足により、現場を管理、担当する者が不足したため、通常業務に加え、3つの道路補修工事と2つの道路改良工事を担当した。

5. 教育活動への活用

この3年間の経験を活かし、以下の様な実践を行った。

(1) 教科指導への活用

実際に監督員として携わった3つの道路補修工事と2つの道路改良工事だけでなく、施工体制点検や、工事監査、完成検査などを通じて見ることができた様々な現場の状況写真をスライドとして活用し、教科書にはない「土木」をよりリアルに指導することができた。また、1年次の総合学習で行う産業現場見学会では県土木部局の協力を頂き、生徒の希望に合わせた現場選定や行程を決定することができた。



写真-1 スライドを使った授業風景

(2) 進路指導への活用

各種団体との意見交換会に係わることで、自分の暮らしている町の社会基盤整備をしているという自覚と誇り、工事完成後の達成感など、生の声を聞くことができた。その経験を生徒に伝えることで、求人票には載っていない事をアドバイスできたように感じる。また、公務員を希望する生徒に対しては、設計書や積算方法など、実際の業務内容について資料を見せながら説明し、生徒には具体的に土木職の公務員はどういうものか伝えることができた。



写真-2 桜島防災訓練風景

そのほか、インターンシップや桜島防災訓練の参加など、各種業界団体との連携を通じ、生徒に土木事業の必要性、重要性を伝えることができた。

6. おわりに

今回、3年間という短い間であったが、県土木部局に出向し、社会資本整備計画等の大きな問題から、住民からの陳情・要望に対する対応、工事の積算から発注、施工、完成までの流れなど、いろいろ学ぶことができた。この貴重な経験を教科指導や進路指導に活用し、社会における土木事業の重要性、素晴らしさを、これから日本を支える若い世代に伝えていきたいと考える。